

広島県告示第六百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和六年七月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人誠和会 田中医院 （医科）	尾道市因島三庄町一六一八番地一	令和五年八月三一日
医療法人誠和会 田中医院 （歯科）	尾道市因島三庄町一六一八番地一	令和五年八月三一日
医療法人暁侑会 ワダ歯科 クリニック	府中市高木町六一番地三	令和六年一月一七日
吉田内科・胃腸科医院	廿日市市阿品一丁目七番一四号	令和六年三月三一日